

第4回

大網白里市農業委員会総会議事録

令和7年8月8日（金）

農村環境改善センター 農事研修室

第4回大網白里市農業委員会総会議事録

- 1、開催日時 令和7年8月8日(金)
- 2、開催場所 農村環境改善センター 農事研修室
- 3、招 集 者 大網白里市農業委員会会長 内 海 亮 一
- 4、出席委員(17名)

1番 八角 功 次	2番 高 橋 政 人
3番 吉 原 孝	4番 齋 藤 勉
5番 三 木 年 彦	6番 大 野 勝 弘
7番 岡 本 佳 之	8番 菅 谷 祐
9番 平 賀 久 雄	10番 川 寄 篤 之
11番 加藤岡 一 弘	12番 内 山 充 弘
13番 中 村 和 敏	14番 板 倉 小百合
15番 内 海 亮 一	16番 梅 原 英 男
17番 今 関 喜 明	

5、欠席委員

なし

6、議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
(整理番号1~3)
- 第4 議案第2号 買受適格証明願(農地法第3条)について
(整理番号1)
- 第5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
(整理番号1)
- 第6 議案第4号 大網白里市農用地利用集積等促進計画案への意見聴
取について
- 第7 議案第5号 大網白里農業振興地域整備計画の変更(随時変更)に
ついて

第8 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
(整理番号1～5)

第9 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
(整理番号1)

第10 報告第3号 農地の転用事実に関する照会について
(整理番号1～6)

第11 報告第4号 千葉地方裁判所からの照会について
(整理番号1)

7、農業委員会事務局職員

事務局長	野口裕之	主査	北田尚史
主任書記	長谷川聡彦	書記	谷口智

◎開 会

○議長 ただいまより、第4回大網白里市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員数は、17名中、17名で定足数に達しておりますので、第4回大網白里市農業委員会総会は成立しております。

(午後3時00分)

◎議事録署名委員の指名

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名について、お諮りいたします。

議事録署名委員は、議長から指名させていただくことで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないものと認め、議事録署名委員は、平賀久雄委員および川寄篤之委員にお願いいたします。

◎会議書記の指名

○議長 続きまして、日程第2、会議書記の指名は、事務局職員の北田主査を指名いたします。

◎議案第1号（整理番号1～3）

○議長 続きまして、日程第3、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局から議案第1号、整理番号1から3について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の1ページをご覧ください。

整理番号1、申請地は、金谷郷字大向、地目、田の2筆、面積1,814㎡を売買により所有権移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は経営規模を拡大するため、義務者は耕作できないため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面の1ページをご覧ください。

1-1と示した箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料、1ページから4ページまでになります。

戻りまして、1ページをご覧ください。

「農地法第3条における審議事項確認書」の「[1]基本要件」は全て該当しないものと思われます。

次に、整理番号2、申請地は、大網字中台内、地目、畑の1筆、面積545㎡を売買により所有権移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は相手方の申出によるため、義務者は耕作できないため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面2ページをご覧ください。

1-2と示した箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料5ページから8ページまでになります。

戻りまして、5ページをご覧ください。

「農地法第3条における審議事項確認書」の「[1]基本要件」は全て該当しないものと思われます。

次に、議案書の2ページをご覧ください。

整理番号3、申請地は、細草字明地、地目、畑の1筆、面積1,111㎡を、売買により所有権移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は隣接する土地建物を親族が購入予定であり利便性がよいため、義務者は耕作できないため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面3ページをご覧ください。

1-3と示した箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料9ページから12ページまでになります。

戻りまして、9ページをご覧ください。

「農地法第3条における審議事項確認書」の「[1]基本要件」は全て該当しないものと思われます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

整理番号1の案件につきましては、平賀久雄委員、お願いいたします。

○平賀委員 はい。それでは、議案第1号、整理番号1について、調査報告いたします。

理由としては事務局説明のとおりでございます。

8月1日に平賀推進委員と義務者宅で権利者同席のもと、お話を伺いました。

権利者と義務者は以前から耕作を依頼されていた関係です。

義務者は耕作できないので、権利者に売買の相談したところ合意し、今回の申請となりましたとのことです。

双方とも申請に間違いありません、よろしくお願いしますということでした。

申請地は稲が作付けされ、間もなく刈り取りができる状況でした。

権利者については意欲的に農業に取り組む認定農業者で、農機具等もそろっており、特に問題はないと思われますが、皆様の慎重審議よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦勞さまでした。

次に、整理番号2の案件につきましては、三木年彦委員、お願いいたします。

○三木委員 はい。それでは議案第1号、整理番号2について調査報告を申し上げます。

理由としては、事務局の説明のとおりでございます。

8月2日に中村推進委員さんと申請内容の話を伺いました。

権利者は認定農業者であり、義務者の2人は千葉市在住の方であります。

義務者に確認しますと、申請地は相続で取得した農地であり、長く知り合いに貸し付けて、耕作をされていました。

しかし、その耕作者も経営規模を縮小することで、昨年返却されどうすれば良いか悩んでいたところ、知人の紹介で、権利者を知り、売買の相談をしたところ、合意したとのことでありました。

申請地は自宅の近くでもあり、隣接する畑も所有しており、区画も広く利便性が増し良くなると思います。

権利者によりますと今年は作物を作らず、草刈のみの管理を行い、来年度から落花生を作付けする予定とのことでありました。

以上、特に問題はないと思われませんが、委員の皆様の慎重なご審議をお願いいたします。

○議長 ご苦勞さまでした。

次に、整理番号3の案件につきましては、内山充弘委員、お願いいたします。

○内山委員 はい。それでは、議案第1号、整理番号3について調査報告を申し上げます。

理由としては事務局の説明のとおりです。

8月1日に、片岡推進委員さんとともに調査を行いました。

権利者、義務者に電話にて話を伺い、義務者は、高齢により耕作できないため、作付け者を探していたとのことでした。

権利者に伺いますと、隣接する土地建物を親族が購入予定であり、申請地も利便性が良いため、今回の申請に至ったと申しておりました。

申請地は綺麗に管理されておりました。

権利者、義務者ともに申請について間違いないと回答いただいております。

以上、問題ないと思われませんが、委員の皆様の慎重審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 ご苦勞さまでした。

それでは、これより整理番号1から3について、一括して質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともにならないようですので、これにて議案第1号の整理番号1から3に対する質疑を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

○議長 議案第1号、整理番号1について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号1は、原案のとおり許可することに決定いたします。

○議長 次に、議案第1号、整理番号2について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号2は、原案のとおり許可することに決定いたします。

○議長 次に、議案第1号、整理番号3について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号3は、原案のとおり許可することに決定いたします。

◎議案第2号（整理番号1）

○議長 続きまして、日程第4、議案第2号「買受適格証明願（農地法第3条）について」を議題とします。

事務局から議案第2号、整理番号1について、説明をお願いいたします。

○事務局 はい。ご説明申し上げます。議案書の3ページをご覧ください。

本案件は、農地として利用する目的で、東京国税局の公売に参加するにあたり、買受適格証明願が提出されたものでございます。

この買受適格証明願につきましては、農地法第3条の審査基準と同等の審議を行った上で、許可の見込みがある場合に、買受適格証明書を交付することになります。

その後、公売農地を落札された方は、落札者になったことを証する書面を添えて、農地法第3条の申請を行い、許可を受ける必要があることを申し添えます。

それでは、整理番号1、申請地は、金谷郷字安楽寺谷、地目、田の1筆、面積895㎡でございます。

申請者は、議案書のとおりでございます。

申請位置は別添資料図面1ページをご覧ください。

中央よりやや右上に2-1と示す箇所でございます。

申請内容の詳細は別添の詳細資料13ページから19ページまでになります。

なお、申請者における農業従事日数及び農業機械の保有状況等につきましては、農地法第3条第2項の各号に、該当しないため、許可要件を満たしているものと認められます。

以上でございます。

○議長 ただいま事務局から説明がありましたが、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

整理番号1の案件につきましては、平賀久雄委員、お願いいたします。

○平賀委員 はい。それでは、議案第2号、整理番号1について調査報告いたします。

内容については、事務局説明のとおりでございます。

8月1日に平賀推進委員と申請者宅に伺い、聞き取り調査を行いました。

東京国税局から申請農地を公売しますので、公売に参加してはどうかと近隣農地の所有者である私に連絡がありました。

経営規模を拡大するため、買い受けの入札をしたいと思い、買受適格証明の申請となりましたとの回答を得ました。

申請地は現在、第三者が耕作している状況です。

申請者は認定農業者ではありませんが、農機具等もそろっており、親子で意欲的に農業に取り組んでいることから、特に問題はないと思われます。

皆様の慎重審議よろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

これより議案第2号整理番号1の案件について、質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて議案第2号、整理番号1の案件について質疑を終結いたします。

これより、採決いたします。

○議長 議案第2号、整理番号1について、買受適格証明書を交付することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号1は、買受適格証明書を交付することに決定いたします。

◎議案第3号（整理番号1）

○議長 続きまして、日程第5、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局から議案第3号、整理番号1について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の4ページをご覧ください。

議案第3号、整理番号1の案件について説明させていただきます。

申請地は、大竹字大崎、現況地目、畑の2筆、合計面積1,217㎡を売買により所有権移転し、長屋住宅用地に転用しようとするものでございます。

申請者は、議案書のとおりです。

申請位置は、別添資料の図面1ページをご覧くださいまして、中央付近に3-1と示す箇所でございます。

計画の詳細は、別添の詳細資料、20ページから27ページまででございます。

計画概要は、木造2階建ての長屋住宅が1棟、建築面積354.46㎡でございます。

事業を行う理由は、権利者において賃貸事業を検討し、近隣で候補地を探していたところ、大網駅に近接し利便性が高く、入居者の需要が見込める申請地が購入可能となったために計画されたとのことでございます。

続きまして、農地転用許可基準の立地基準でございます。

申請地は、農振農用地区域外の第1種農地に該当すると考えられ、原則として許可することができない農地になりますが、例外的な許可要件であります「住宅のほか、周辺地域居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当すると考えられます。

次に、一般基準でございます。

農地転用目的実現の確実性につきましては、資金計画書が添付されており、全額を金融機関からの借入金により賄う計画であります。なお、金融機関の融資証明書の写しが添付されておりますことから、実現性に支障はないものと考えられます。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿を確認したところ、支障ないものと考えられます。

続きまして、周辺農地の営農条件への支障が生じる恐れについてですが、造成計画は敷地内で切土、盛土後に整地を行い、周囲をコンクリートブロック積みすることで、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

次に、排水施設の有する機能への支障が生じる恐れにつきましては、汚水及び雑排水は合併浄化槽で処理後、既設の市道側溝に放流する計画となっております。

雨水につきましては、浸透アスファルト舗装のオーバーフロー分を敷地内の宅内側溝及び宅内横断側溝を経由し、既設の市道側溝に放流する計画となっております。

なお、排水を放流するにあたり、地元区の排水同意書が添付されております。

これらの計画内容から、土砂の流出、日照、通風等、営農条件に関する影響はないものと考えられます。

次に、他法令の関係でございますが、都市計画法の開発行為申請等必要な関連手続

きの申請書類の写しが添付されております。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から説明がありましたが、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

整理番号1の案件につきましては、大野勝弘委員、お願いいたします。

○大野委員 はい。それでは、議案第3号、整理番号1について調査報告いたします。

理由としては、事務局説明のとおりです。

8月2日に義務者に、電話で話を伺ったところ、知り合いの建設会社に土地の相談をして今回の申請に、至ったとのことでした。

申請内容に間違いはないそうです。

8月5日、平賀委員と一緒に、権利者の代理人と現地で待ち合わせして説明を聞きました。

今回、申請地を購入して、2階建て12部屋の集合住宅を建てる計画だそうです。

現地は幹線道路に接しており、大網駅から徒歩圏内です。

隣接地には、2年ほど前に同規模の集合住宅が2棟建てられており、利便性が高く、住環境共に良好と思われます。

東側の隣接地は水田ですが、土砂等の流出防止のため、外周にコンクリートブロックを設置するそうです。

申請地の現況は、多少の雑草が生えていますが、維持管理されており、すぐに工事に入れる状態でした。

特に問題はないかと思われませんが、委員の皆様の慎重審議よろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

これより議案第3号、整理番号1の案件について、質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問ご意見等もないようですので、これにて議案第3号、整理番号1の案件について質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

○議長 議案第3号、整理番号1について、原案のとおり、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

総員賛成により、議案第3号整理番号1は原案のとおり許可相当とすることに決定いたします。

よって、議案第3号、整理番号1につきましては、原案のとおり許可相当として県知事に

意見書を送付いたします。

◎議案第4号

○議長 それでは、日程第6、議案第4号「大網白里市農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について」を議題とします。

事務局から議案第4号、整理番号1について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の5ページをご覧ください。

農地中間管理機構が農用地利用集積等促進計画を定める場合、「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項」の規定により、市町村等に農用地利用集積等促進計画案の提出を求めることができるとされております。

本案は、同条第3項に基づき、大網白里市長から農業委員会長に意見を求められたものでございます。

議案書の6ページ「農用地利用集積等促進計画案総括表」をご覧ください。

権利の設定を受ける者は1人、権利の設定をする者は1人、

権利の設定をする農用地の筆数および面積は、畑が1筆で、面積419㎡でございます。

次に、議案書の7ページをご覧ください。

農地中間管理機構から権利の設定等を受ける者の農業経営の状況等でございます。

次に、議案書の8ページをご覧ください。

農用地利用集積等促進計画案でございます。

今回の契約種別および件数は、新規が1件でございます。

それでは、整理番号1の、所在地名の大字、地目および筆数、合計面積、設定期間、対価の支払い、契約種別の順に説明させていただきます。

また、借受人と貸付人の住所、氏名および備考につきましては、議案書のとおりでございます。

整理番号1、永田、畑が1筆、419㎡、10年、金納、10a当たり10,000円、新規。

なお、整理番号1の権利の設定を受ける者につきましては、農用地利用集積等促進計画の認定基準である農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、新規契約の農用地利用集積等促進計画の案件について、地区において調査を実施しております。

それでは、担当委員より、調査結果の報告をお願いいたします。

整理番号1の案件につきまして、菅谷祐委員、お願いいたします。

○菅谷委員 それでは、議案第4号、整理番号1の調査報告を申し上げます。

内容は事務局説明のとおりです。

8月3日、今井推進委員さんと現地を確認後、電話で借受人、貸付人からお話を聞きました。

借受人は認定新規就農者で、本年5月に耕作予定地として借り受け申請があり、承認されました。

その際、隣接した通りに面した利便性がよい今回の申請地が借りられないか相談していたところ、合意し、申請したとのことでした。

貸付人は何十年も耕作をしておらず、年に1、2回草刈をする程度で、今回、借受人から、相談があり、承諾しましたとのことでした。

貸付人、借受人共に、申請に間違いはないとのことでした。

借受人は意欲的な就農者で、機械もそろっており、ネギを栽培するとのことでしたが、今のところ、土壌改良のため、ソルゴーを栽培しています。

申請地は、草刈がされ、いつでも耕作できる状態でした。

何ら問題ないと思われますので、委員の皆様の慎重審議をお願いします。

○議長 ご苦勞様でした。

これより、整理番号1について、質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともにならないようですので、これにて整理番号1に対する質疑を終結いたします。

それでは、議案第4号、整理番号1について、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議ないと認め、採決いたします。

それでは、議案第4号、整理番号1について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第4号、整理番号1の案件は、原案のとおり承認することを決定いたします。

◎議案第5号

○議長 次に、日程第7、議案第5号「大網白里農業振興地域整備計画の変更(随時変更)について」を議題とします。

事務局から議案第5号について、説明をお願いいたします。

なお、説明にあたり、農業振興課職員の入室を認めます。

(農業振興課職員 入室)

○事務局 はい。それではご説明申し上げます。議案書の9ページをご覧ください。

本案は、農業振興地域整備計画のうち、農用地利用計画の変更の随時変更、農振除外について、農業振興地域の整備に関する法律、施行規則第3条の2の規定により、大網白里市長から農業委員会長に意見を求められているものでございます。

計画詳細につきましては、農業振興課より説明させていただきます。

○農業振興課 農業振興課、農政班の小川と申します。よろしくお願いします。

私の方からは、議案第5号大網白里農業振興地域整備計画の変更、随時変更についてご説明申し上げます。着座にて失礼いたします。

それでは初めに議案書の9ページをご覧ください。

今年の5月に実施しました、農業振興地域整備計画の変更の受け付けでは、1件の計画変更願の提出がありました。

案件といたしましては、重要変更の除外となります。

この変更願につきまして、先ほども事務局の方で申し上げましたが、農業振興地域の整備に関する法律、施行規則第3条の2第1項の規定により、農業委員会に意見を聞くこととなっていることから、令和7年6月17日付で意見照会をさせていただいております。

それでは案件の概要を説明いたします。

資料といたしましては、こちらの参考資料と書かれた資料となりますので、そちらをご覧ください。

それでは資料の1ページをお願いします。

事業計画者は、参考資料のとおりでございます。

事業計画地は、南今泉字小山1,364番1、面積は1,027㎡となります。

事業計画といたしましては、令和4年5月に閉店した店舗の建物を解体し、既存の敷地を拡張して、新たに物品販売用貸店舗、ドラッグストアを建設する計画となっております。

事業計画者は、既存の敷地を拡張し、新たにドラッグストアを建設する計画を考えておりますが、既存の敷地では面積が足りないため、やむを得ず、隣接する農用地である、この事業計画地を選定しております。

事業計画地の位置につきましては参考資料の4ページをご覧ください。

場所は地図の中央付近、以前に店舗が営業していた敷地の東側の農地となります。

なお、土地利用計画につきましては参考資料の8ページから11ページのとおりでございます。

簡単ではありますが、議案第5号の説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局および担当課より、説明がありました。本案については農地部会において、現地調査を行っております。

加藤岡農地部会長から調査報告をお願いいたします。

○加藤岡農地部会長 それでは、ご報告いたします。

去る7月17日、この農村環境改善センター農事相談資料室において、農地部会会議を

開催し、先ほど農業振興課から説明がありましたとおり、同様の説明を受けたところでございます。

会議当日は、概要説明、質疑応答ののちに、現地調査を行い、案件について、農地部会の意見を決定いたしました。

議案書の11ページが、農業振興地域整備計画の随時変更にかかる意見表でございます。

それでは、農地部会の意見について、報告させていただきます。

議案書の11ページをご覧ください。

はじめに、場所、地目、面積および当該計画に係る事業の概要は記載のとおりでございます。

3つの項目について意見を求められております。1項目め、「農用地の集団化等への影響」、2項目め、「担い手への農用地利用への影響」、3項目め、「農業上の効率的その他総合的な利用への影響」ということでございます。

参考資料の1ページから3ページまでをご覧ください。

願い出者から、2. 事業計画や3. 農用地区域に事業計画地を選定した理由及び選定の経緯に記載されているとおり、願い出者における閉店した店舗を解体し、営業中のコインランドリー・ペットサロン棟との既存敷地を拡張し、新たに物品販売用貸店舗（ドラッグストア）に建物を建て替える計画であります。

農振農用地から除外後において、農地区分は第1種農地に該当すると考えられ、原則として許可することができない農地になりますが、例外的な許可要件であります「特別の立地条件を必要とする事業」に該当し、農地法施行規則第35条第5号の規定による既存施設の拡張で、拡張部分の敷地面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えないものの施設に該当すると思われることから、許可することができる見込みがあると考えられます。

なお、意見表の1項目めから3項目めまで、影響はないと思われますので、「なし」と決定いたしました。

また、その他の意見につきましても、「なし」と決定いたしました。

農地部会からの報告は、以上でございます。

○議長 ご苦勞様でした。

これより、議案第5号について質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご質問、ご意見とにもないようですので、これにて議案第5号に対する質疑を終結し、採決いたします。

ここで、農業振興課の職員の皆様には、退室していただきます。

農業振興課の職員の皆様、ありがとうございました。

(農業振興課職員 退室)

○議長 それでは、議案第5号について、農地部会長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第5号、案件番号、除外1は農地部会長報告のとおり決定いたしました。

◎報告第1号～報告第4号

○議長 続きまして、日程第8、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」、日程第9、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」、日程第10、報告第3号「農地の転用事実に関する照会について」、日程第11、報告第4号「千葉地方裁判所からの照会について」を一括して議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 はじめに、報告第1号についてご説明いたします。

議案書12ページから15ページをご覧ください。

農地法第3条の3第1項の規定による届出は5件でございます。

農地の所在地及び届出者につきましては議案書に記載のとおりであり、いずれも相続による所有権の取得でございます。

届出書類は調っておりますので受理をいたしました。

続きまして、報告第2号についてご説明いたします。

議案書の16ページをご覧ください。

農地法第5条第1項第6号の規定による届出は1件でございます。

整理番号1は、児童発達支援・放課後デイサービス施設の建設用地として、所有権移転するものでございます。

届出書類は調っておりますので受理をいたしました。

続きまして、報告第3号についてご説明いたします。

議案書の17ページから19ページをご覧ください。

農地の転用事実に関する照会は6件でございます。

法務局から照会のありました農地の所在地及び申請者は、議案書に記載のとおりであり、現地を農業委員及び推進委員と確認いたしました。

法務局には、表の右から4列目現況欄に記載のとおり回答いたしました。

次に報告第4号についてご説明いたします。

議案書20ページをご覧ください。

千葉地方裁判所から農地等の現況に係る照会は、1件でございます。

裁判所から照会のありました、農地の所在地、照会目的及び対象者は、議案書に記載のとおりであり、現地を農業委員及び推進委員と確認いたしました。

千葉地方裁判所には、現況欄に記載のとおり回答いたしました。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から報告第1号から第4号の説明がありましたが、ご質問、ご意見がありましたら、挙手をお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 よろしいですか。それでは、ご質問、ご意見ともないようですので、これにて、日程第8から日程第11の報告事項を終了いたします。

◎その他

○議長 この際ですから、他に、ご意見、連絡等がありましたら、各委員又は事務局からお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎閉 会

○議長 ないようでございますので、以上で、本日の議案の審議および報告事項は全て終了いたしました。

慎重ご審議をいただき、ありがとうございました。

これにて、第4回大網白里市農業委員会総会を閉会いたします。

（午後3時45分）

上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年8月8日

農業委員会会長 内海 亮一

署名委員 平賀 久雄

署名委員 川 苛篁之